

(紹介料)

甲は乙が紹介した労働者と雇用契約を締結し、労働者が勤務を開始した場合には紹介料を乙に支払うものとする。

1. 甲は乙に本契約第3条の雇用契約書を確認させ、その雇用契約をもとに労働者の初年度標準年収（諸手当、賞与等を含む税金等控除される前の支給予定額）の20%相当額（税別）の範囲内で双方の話し合いで決定するものとする。ただし、20%以外の紹介料の場合には、別途個別契約書に準ずることとする。
2. 労働者が本人の事由により勤務開始日より半年以内に退職する事になった場合は乙は甲に対して本契約第7条第1項の紹介料を下表に基づき返金するものとする。

勤続月数	返金紹介料の割合
1 週間未満	100%
1 週間～2 ヶ月未満	50%
2 ヶ月～3 ヶ月未満	30%
3 ヶ月～6 ヶ月未満	5%
6 ヶ月以上	0%